

山梨県農業災害対策資金利子補給補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、自然災害等により被害を受けた農業者の経営の安定を図るため、融資機関が別紙「資金仕様書」により創設した「農業災害対策資金」を融通する場合において、利子補給を行う市町村に対し、毎年度予算の範囲内で利子補給補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「災害」とは、暴風雨、豪雨、洪水、地震、噴火、降雪、降霜、低温、降雹、干ばつ、その他異常な天然現象若しくは大規模な火災その他大規模な事故等により生じた災害で、被害面積が被害地域の耕地面積の5%を超えるもの、その他知事が特に認めたものをいう。

2 この要綱において対象とする被災農業者は、自然災害により被害を受けた農業者で被害認定書（第1号様式）により、市町村長の被害認定を受けた者をいう。

3 被害認定の基準については、被災農業者の被災前5年間の各年の収量及び農業所得額について、最大及び最小の年を除いた各年の合計額を3で除して得た額と比較して、減収量が30パーセント以上であり、かつ減収による損失額が10%以上である場合とする。

(補助金額等)

第3条 補助金額は市町村が前条の資金に利子補給を行った金額の2分の1以内とし、年1.0%を限度とする。

2 補助の対象とする期間は、前条の資金の利息支払いに係る期間とし、毎年1月1日から12月31日までとする。

(利子補給補助の承認申請)

第4条 第1条の資金に利子補給を行おうとする市町村長は、あらかじめ農業災害対策資金利子補給補助承認申請書（第2号様式）を知事に提出するものとする。

(利子補給補助の承認)

第5条 知事は、前条の農業災害対策資金利子補給補助承認申請書を受理したときは、内容を審査し、適当と認めた場合は、農業災害対策資金利子補給補助承認書（第3号様式）により市町村長に通知する。

(利子補給補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする市町村長は、農業災害対策資金利子補給補助金交付申請書（第4号様式）を第3条第2項に規定する期間が終了した日の翌月末日までに知事に提出するものとする。

(利子補給補助金の交付決定及び額の確定)

第7条 知事は、農業災害対策資金に係る利子補給補助金の交付決定及び額の確定をしたときは、農業災害対策資金利子補給補助金交付決定及び額の確定通知書（第5号様式）により市町村長に通知するものとする。

(利子補給補助金の交付)

第8条 知事は、前条の規定により補助金の交付決定及び額の確定をしたときは、毎年度末までに利子補給補助金を交付するものとする。

(補助金の交付の条件)

第9条 補助金の交付を受けた市町村長は、補助事業に係る収支に関する事項を明らかにした書類及び帳簿を、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 山梨県農業災害対策資金利子補助要綱は、廃止する。ただし、山梨県農業災害対策資金利子補助要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱の廃止後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和6年3月29日から施行する。